

家畜共済の共済掛金標準率の算定方式について

令和元年11月
農林水産省

家畜共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方

令和2年1月1日以後に共済掛金期間が始まる家畜共済の共済関係から適用する共済掛金標準率は、次により算定する。

○ 共済掛金標準率は、過去一定年間の被害率を基礎として、組合等の積立金の水準に応じた調整を行って算定する。

従前の農業災害補償制度における算定方式との違いは、共済掛金標準率の設定区分として、死亡廃用共済と疾病傷害共済が分離されたことである。

また、家畜の資産価値の評価※¹、牛白血病の取扱い※²、待期間の取扱い※³、家畜共済の事務※⁴、病傷事故の補償※⁵等の見直しについて、制度改正後のスキームに則り、過去の被害率を家畜1頭ごとのデータから組替集計等を行う。

※¹ 死亡廃用事故における肥育牛等の棚卸資産的家畜の補償金額について、期首の資産価値で評価していたものを、事故発生時の資産価値で評価するよう見直し。

※² と畜場で診断された牛白血病について、農業者が出荷した場合と同様、家畜商経由の場合も共済金の対象とするよう見直し。

※³ 家畜の導入後2週間以内に生じた事故について、共済加入者間で取引された家畜については、共済金の対象とするよう見直し。

※⁴ 家畜共済の事務について、家畜の異動の都度、農業者が申告していたものを、期首に年間の飼養計画を申告し、期末に共済掛金を調整する方法に簡素化するよう見直し。

※⁵ 病傷事故について、初診料以外の診療費は全額補償していたものを、初診料を含めた診療費全体に1割の自己負担を設けるよう見直し。

I - 1 基礎被害率①

1 基礎被害率

共済目的の種類(農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき共済事故の発生態様の類似性を勘案して区分を定めたときは、当該区分)ごと及び除外される事故の区分ごと並びに都道府県の区域(全国連合会にあっては、農林水産大臣が定める区域。農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき当該区域を細分した地域を定めたときは、当該地域。乳用種種雄牛、肉用種種雄牛及び種雄馬にあっては、全国の区域。以下「料率地域」という。)ごとに、直近3年間における各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

○ 死亡廃用共済の共済掛金標準率は、共済目的の種類(さらにこれを細分化した共済掛金区分)ごと及び除外される事故の区分ごと並びに料率地域※¹ごとに設定することから、被害率もこの区分ごとに整理する。

共済目的 の種類 共済掛金 区分	牛	搾乳牛、育成乳牛(子牛等選択あり、子牛等選択なし)、繁殖用雌牛、育成・肥育牛(子牛等選択あり、子牛等選択なし)、乳用種種雄牛、肉用種種雄牛
	馬	繁殖用雌馬、育成・肥育馬、種雄馬
	豚	種豚、特定肉豚、群単位肉豚
除外される 事故の区分	・特定事故※ ² 以外の(死亡)廃用事故 ・1～3、5、6号※ ³ の廃用事故	

※¹ 原則として都道府県の区域。都道府県の区域内において被害発生態様が異なる地域がある場合は、当該地域。乳用種種雄牛、肉用種種雄牛及び種雄馬については、全国の区域。

※² 火災、伝染病(法定伝染病及び届出伝染病(特定肉豚にあっては、ニパウイルス感染症、豚エンテロウイルス性脳脊髄炎に限る。))又は自然災害による死亡廃用事故。

※³ 疾病又は不慮の傷害によって死にひんした場合(1号)、不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥った場合(2号)、骨折、は行、両眼失明、牛白血病、BSE、創傷性心臓の炎症又は放線菌症等による採食不能によって使用価値を失った場合(3号)、繁殖能力を失った場合(5号)及び泌乳能力を失った場合(6号)

I－1 基礎被害率②

- 直近3年間として平成28～30年度（特定事故にあつては、直近20年間として平成11～30年度）のデータを用いて、各年の実績金額被害率を次のとおり算定する。

$$\text{実績金額被害率(\%)} = \text{支払われた共済金} \div \text{共済金額}$$

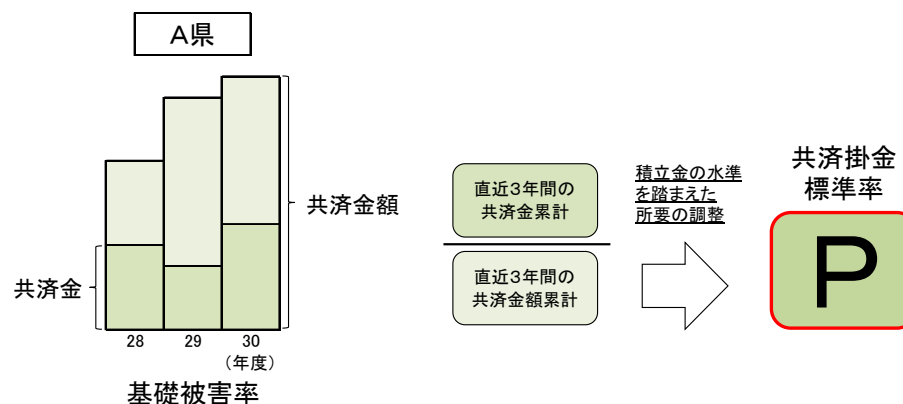
- ただし、実績の共済金等について、制度改正後のスキームに則り、家畜1頭ごとのデータから組替集計したものをを用いて、被害率を算定する。
- 「必要に応じて修正を行う」とは、引受実績のない区分についても、引受実績のある区分の被害率から換算して、被害率を算定すること等をいう。

I－2 共済掛金標準率

2 共済掛金標準率

共済目的の種類ごと及び除外される事故の区分ごと並びに料率地域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に対し組合等の家畜共済に係る積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを共済掛金標準率とする。

- 各年の基礎被害率の平均値を基礎として、「共済掛金標準率」を定める。



<積立金の水準を踏まえた所要の調整について>

- 共済団体に積立金が蓄積されている場合は、農家負担を軽減しつつ、国庫負担の軽減を図るため、共済団体の積立金の水準に応じて、共済掛金率の引下げを行う。
- 共済団体が支払責任を負う共済金に対応する部分について、引下げを行う。

Ⅱ 疾病傷害共済①

1 基礎被害率

共済目的の種類ごと及び診療技術料等とそれ以外の費用の別ごと並びに料率地域ごとに、直近3年間に於ける各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2 共済掛金標準率

共済目的の種類ごと及び診療技術料等とそれ以外の費用の別ごと並びに料率地域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に対し組合等の家畜共済に係る積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを共済掛金標準率とする。

○ 疾病傷害共済の共済掛金標準率は、共済掛金区分ごと及び診療技術料等とそれ以外の費用の別ごと並びに料率地域ごとに設定することから、被害率もこの区分ごとに整理する。

共済目的 の種類 〔共済掛金 区分〕	牛	乳用牛(子牛選択あり、子牛選択なし)、 肉用牛(子牛選択あり、子牛選択なし)、 乳用種種雄牛、肉用種種雄牛
	馬	一般馬、種雄馬
	豚	種豚
診療技術料等	診療に要する費用のうち、次のa～e以外のもの	
診療技術料等 以外の費用	a 医薬品費 b 医療用消耗品費 c 医療用器具及び機械の償却費 d 往診用車両の修理費及び償却費 e 往診用車両の燃料費及び往診時の交通費	

Ⅱ 疾病傷害共済②

- 直近3年間として平成28～30年度のデータを用いて、各年の実績金額被害率を次のとおり算定する。

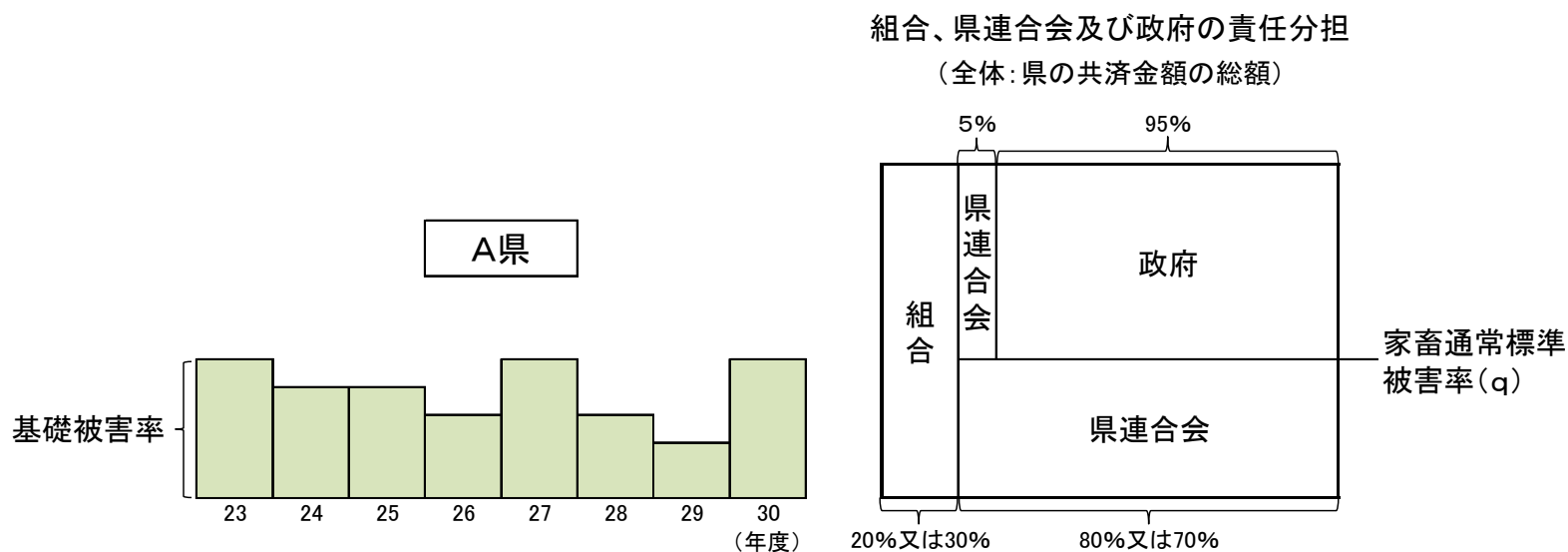
$$\text{実績金額被害率(\%)} = \text{支払われた共済金} \div \text{共済金額}$$

- ただし、実績の共済金等について、制度改正後のスキームに則り、家畜1頭ごとのデータから組替集計したものをを用いて、被害率を算定する。
- 「必要に応じて修正を行う」とは、引受実績のない区分についても、引受実績のある区分の被害率から換算して、被害率を算定すること等をいう。

付録

【家畜共済の責任分担】

- 制度改正により、共済事故1件ごとに再保険金を支払う仕組みから、年間の共済金支払が「家畜通常標準被害率」を超えた場合に支払う方式に見直し。
- 「家畜通常標準被害率」は、他の共済事業と同様、過去20年間の被害率データを用いて算定する。
- ただし、制度改正後のスキームに則り組替集計を行うための家畜1頭ごとのデータが存在するのは過去8年間であることから、過去8年間の被害率データを用いて算定する。この間の被害率は、他の共済事業に比べ、ばらつきが極めて小さいことから、この間の最大被害率を「家畜通常標準被害率」とする。



農業共済の共済掛金率の引下げ措置

- 近年、農作物被害が低水準であることから、多くの共済団体に積立金が蓄積されている。
- そこで、平成23年度から、共済団体の保有する積立金の水準に応じて、共済掛金率の引下げを行うことにより、農家負担を軽減しつつ、国庫負担の軽減を図っている。

積立金の水準	引下げ幅
判定水準の5倍以上	4/5カット
判定水準の3～5倍	2/3カット
判定水準の2～3倍	1/2カット
判定水準の1.5～2倍	1/3カット
判定水準の1.25～1.5倍	1/5カット
判定水準の1.25倍未満	カットは行わない

- (注1) 判定水準は、共済団体の最大不足額(共済団体が責任を持って最大限支払わなければならない金額)の6年分に相当する金額である。
- (注2) 判定水準を割り込んでいる場合は、安全率を付加する。
- (注3) 掛金率引下げ後の積立金の水準が判定水準を割り込む場合は、引下げ幅を1段階下げる。

共済掛金率の引下げ措置の対象組合等数

積立金の水準 〔 判定水準の倍率 〕	引下げ幅	家畜共済
		対象組合等数
5 以上	4／5 カット	1
3 ～ 5	2／3 カット	1
2 ～ 3	1／2 カット	2
1. 5 ～ 2	1／3 カット	2
1. 2 5 ～ 1. 5	1／5 カット	3
1 ～ 1. 2 5	カットは行わない	10
1 未満		90
計		109

(備考) 対象組合等数は現時点(11月1日現在)のものであり、令和元年11月(予定)に告示する料率の対象組合等数とは異なる場合がある。

(参考)家畜共済における金額被害率の推移(全国平均)

(1)死亡廃用共済

(単位:％、億円)

年度	計	牛							馬			豚			
		搾乳牛	繁殖用雌牛	育成乳牛	育成・肥育牛	種雄牛	乳用種		繁殖用雌馬	育成・肥育馬	種雄馬	種豚	肉豚	特定肉豚	群単位肉豚
							種雄牛	種雄牛							
平成 23	3.1	6.3	1.5	1.7	1.8	7.8	1.3	8.0	2.6	1.3	8.7	1.9	11.4	11.9	9.5
24	2.9	6.0	1.5	1.7	1.7	9.7	0.0	9.9	2.1	1.4	7.7	1.6	11.2	11.8	9.2
25	2.7	5.8	1.4	1.6	1.5	4.6	0.0	4.6	1.8	1.4	11.0	1.6	9.3	9.4	9.0
26	2.7	5.7	1.5	1.6	1.6	5.5	6.5	5.5	2.1	1.0	7.8	1.5	10.0	10.1	9.2
27	2.8	5.8	1.5	1.6	1.6	3.7	0.0	3.7	2.1	1.5	4.8	1.5	8.9	8.9	8.5
28	2.8	6.2	1.7	1.9	1.7	4.8	0.0	4.9	2.5	1.3	7.2	1.3	8.3	8.3	8.4
29	2.9	6.2	1.8	2.1	1.8	3.9	0.0	4.0	2.5	1.4	9.3	1.3	8.3	8.3	8.2
30	3.0	6.1	1.9	2.0	2.0	3.0	0.0	3.0	2.2	1.2	7.9	1.5	9.5	9.5	9.3
25～27年度平均①	2.7	5.7	1.5	1.6	1.6	4.6	2.2	4.6	2.0	1.3	7.9	1.5	9.4	9.5	8.9
28～30年度平均②	2.9	6.1	1.8	2.0	1.8	3.9	0.0	4.0	2.4	1.3	8.1	1.4	8.7	8.7	8.6
②／①	106.3	107.0	122.8	123.5	116.5	85.2	0.0	86.2	119.9	100.2	103.2	90.5	92.8	91.8	97.1
(参考)30年度共済金額	12,618	2,733	1,595	2,002	5,601	2	0.03	2	105	236	3	132	210	186	24

(2)疾病傷害共済

(単位:％、億円)

年度	計	牛					馬		豚
		乳用牛	肉用牛	種雄牛	乳用種		一般馬	種雄馬	種豚
					種雄牛	種雄牛			
平成 23	49.0	57.8	38.8	8.1	0.0	8.3	53.2	21.5	15.7
24	49.4	58.5	38.7	7.6	0.0	7.7	56.7	22.1	14.5
25	51.4	60.0	41.2	7.5	5.1	7.6	57.7	20.2	17.0
26	47.5	53.0	41.2	7.7	7.1	7.7	55.6	18.7	15.4
27	47.4	54.4	39.7	5.4	0.0	5.5	55.7	23.4	12.7
28	46.2	53.3	38.7	7.1	0.0	7.2	56.1	25.4	14.0
29	40.2	45.1	34.9	6.8	0.0	6.9	54.4	20.1	19.2
30	38.5	43.2	33.7	6.5	0.0	6.6	56.4	17.2	16.5
25～27年度平均①	48.8	55.8	40.7	6.9	4.1	6.9	56.3	20.8	15.1
28～30年度平均②	41.6	47.2	35.8	6.8	0.0	6.9	55.6	20.9	16.6
②／①	85.4	84.6	87.9	99.0	0.0	100.4	98.8	100.5	110.0
(参考)30年度共済金額	706	357	340	0.1	0.002	0.1	4	0.1	4

(備考)制度改正前の実績を組替集計したもの。

(参考)家畜共済の共済掛金標準率の算定結果(全国平均)

(1)死亡廃用共済

(単位:%)

	現行 (30年度改定)	改定(案)	現行比
乳用牛	3.531	3.753	106. 3
肉用牛	1.520	1.895	124. 7
馬	1.603	1.762	109. 9
種豚 (事故除外)	0.036	0.025	69. 4
肉豚 (事故除外)	0.050	0.047	94. 0

(2)疾病傷害共済

(単位:%)

	現行 (30年度改定)	改定(案)	現行比
乳用牛	57.430	48.227	84.0
肉用牛	33.972	32.392	95.3
馬	56.489	57.915	102.5
種豚	13.717	18.856	137.5

(備考)事故除外は、特定事故のみを対象とする方式。